第141回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令及び定款に基づくインターネット開示事項

当該事業年度における事業の経過及びその成果

連結計算書類

- 連結貸借対照表
- 連結損益計算書
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

監査役会の監査報告

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

藤倉コンポジット株式会社

法令及び当社定款第17条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.fujikuracomposites.jp/）に掲載することをもって、株主の皆様に提供したとみなすものであります。

当該事業年度における事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、第３四半期までは、緩やかな回復基調で推移したものの、米中貿易摩擦や英国におけるEU離脱交渉の影響を受け、先行き不透明な状況が続きました。加えて、第４四半期には、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により世界経済が甚大な影響を受け、景気の不透明感が一層強まる状況となりました。

このような状況の中、当社グループでは、2019年５月29日に小型でパーソナルユースに利用できる非常用モバイル充電器『アクアチャージ』を発売するなど積極的な市場開拓に努め、当連結会計年度の売上高は319億９千９百万円（前年同期比4.3％減）、営業利益は８億９千１百万円（前年同期比2.8％減）、経常利益は８億３千３百万円（前年同期比0.6％減）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

産業用資材

工業用品部門は、世界的な自動車販売台数の減少により自動車関連部品が減収となりましたが、コストダウンに努めた結果、前期並みの利益を確保することができました。制御機器部門は、半導体市場は回復傾向となるも引き続き産業機械関連メーカーの減産影響が大きく減収減益となりました。電気材料部門は、インフラ工事用部材が堅調さを維持し、非常用マグネシウム空気電池『WattSatt』、『アクアチャージ』の受注も順調に推移し増収となりましたが、第４四半期の新型コロナウイルスの影響による生産減が影響し減益となりました。

この結果、売上高は205億６千８百万円(前年同期比3.2％減)、営業利益は５億６百万円(前年同期比6.6％減)となりました。

引布加工品

引布部門は、アジア諸国等の景気減速により自動車関連製品の需要が落ち込み減収となりましたが、コストダウンに努めた結果わずかながら増益となりました。印刷材料部門は、高付加価値品、新聞用ブランケットの売上は増加したものの、国内商業印刷用ブランケット及び輸出が減少となり減収減益となりました。加工品部門は、国内において救命設備など舶用品が増収となりましたが、品種構成の変化により減益となりました。

この結果、売上高は51億４千８百万円(前年同期比4.8％減)、営業利益は１億４千５百万円(前年同期比34.5％減)となりました。

スポーツ用品

ゴルフ用カーボンシャフト部門は、リシャフト市場では日本含むアジア地域で『DAYTONA Speeder』など高機能製品の需要が伸び、また国内モデル『Speeder EVOLUTION Ⅵ』と海外モデル『VENTUS』が多くの有名プロに愛用されましたが、昨秋以降からメーカー向けOEM製品の販売低迷が続き減収減益となりました。アウトドア用品部門は、昨年９月から10月にかけて襲来した台風の影響に加え、暖冬の影響で冬物商材の売上不振、さらに新型コロナウイルスの感染拡大の影響で減収となりましたが、上期で『キャラバンシューズ』などの主力商品が好調だったことや、Jack Wolfskinの終息処理が順調に進んだことなどにより決算時の損失処理を低く抑えられ、営業利益を確保することが出来ました。

この結果、売上高は58億９千万円(前年同期比7.9%減)、営業利益は６億６千９百万円(前年同期比12.0%増)となりました。

その他

物流部門は、昨年９月から10月にかけて台風の影響により交通に混乱が見受けられました。また、各社の新型コロナウイルス感染防止対応に伴い輸送量の一部低下がみられましたが、全体を通しては堅調に推移し、増収増益となりました。

この結果、売上高は３億９千万円(前年同期比2.9%増)、営業利益は８千２百万円(前年同期比9.1%増)となりました。

セグメント区別	売上高	生産高（受注高）
産業用資材	20,568百万円	20,660百万円
引布加工品	5,148	5,292
スポーツ用品	5,890	3,492
その他	390	390

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**20,801**	**流動負債**	**8,779**
現金及び預金	5,528	支払手形及び買掛金	2,131
受取手形及び売掛金	9,390	短期借入金	3,886
商品及び製品	2,236	未払法人税等	75
仕掛品	2,376	賞与引当金	443
原材料及び貯蔵品	700	その他	2,242
その他	628	**固定負債**	**3,033**
貸倒引当金	△59	長期借入金	1,415
固定資産	**14,825**	繰延税金負債	302
有形固定資産	**12,906**	退職給付に係る負債	1,004
建物及び構築物	5,316	資産除去債務	151
機械装置及び運搬具	3,297	環境対策引当金	29
土地	3,215	その他	130
建設仮勘定	131	**負債合計**	**11,812**
その他	945	**純資産の部**	
無形固定資産	**174**	**株主資本**	**23,770**
投資その他の資産	**1,743**	**資本金**	**3,804**
投資有価証券	1,011	**資本剰余金**	**3,212**
長期貸付金	325	**利益剰余金**	**16,774**
繰延税金資産	34	**自己株式**	**△20**
その他	1,610	**その他の包括利益累計額**	**43**
貸倒引当金	△1,238	**その他有価証券評価差額金**	**165**
		為替換算調整勘定	**120**
		退職給付に係る調整累計額	**△242**
		純資産合計	**23,813**
資産合計	**35,626**	**負債純資産合計**	**35,626**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**31,999**
売上原価		**24,615**
売上総利益		**7,383**
販売費及び一般管理費		**6,492**
営業利益		**891**
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	43	
受取賃貸料	56	
補助金収入	7	
その他	82	204
営業外費用		
支払利息	17	
為替差損	142	
賃貸収入原価	8	
固定資産除却損	17	
貸倒引当金繰入額	11	
その他	64	262
経常利益		**833**
特別利益		
補助金収入	1	1
特別損失		
固定資産廃棄損	10	
固定資産減損損失	12	
関係会社株式評価損	3	
特別調査費用等	231	256
税金等調整前当期純利益		**577**
法人税、住民税及び事業税	169	
法人税等調整額	17	187
当期純利益		**390**
親会社株主に帰属する当期純利益		**390**

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

残高及び変動事由	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,804	3,212	16,710	△20	23,707
当期変動額					
剰余金の配当			△327		△327
親会社株主に帰属する当期純利益			390		390
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	63	△0	63
当期末残高	3,804	3,212	16,774	△20	23,770

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	262	381	△172	470	24,178
当期変動額					
剰余金の配当					△327
親会社株主に帰属する当期純利益					390
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△96	△260	△70	△427	△427
当期変動額合計	△96	△260	△70	△427	△364
当期末残高	165	120	△242	43	23,813

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数　９社

・連結子会社の名称　藤栄産業株式会社
株式会社キャラバン
藤栄運輸株式会社
Fujikura Composite America,Inc.
杭州藤倉橡膠有限公司
FUJIKURA COMPOSITES HAIPHONG,INC.
IER Fujikura,Inc.
FUJIKURA GRAPHICS,INC.
安吉藤倉橡膠有限公司

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称　株式会社藤加工所
株式会社藤光機械製作所

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社８社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社（株式会社藤加工所他７社）及び関連会社（道藤ゴム工業株式会社他１社）はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産　主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　３年から50年
機械装置及び運搬具　２年から９年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。なお、使用するソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．環境対策引当金　　「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理費用見積額に基づき計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤　ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理によっております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建売上債権
外貨建仕入債務
外貨建貸付金

ハ．ヘッジ方針　　内部規定に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　　為替予約については、当該取引とヘッジ対象となる資産及び負債に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されるため、有効性の評価は省略しております。

⑥　のれんの償却方法及び期間

のれんの償却については、５年間の均等償却を行っております。

⑦　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　24,799百万円

(2) 輸出為替手形割引残高　25百万円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,446,209株	―株	―株	23,446,209株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

イ．2019年６月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　163百万円
・１株当たり配当額　７円
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月28日

ロ．2019年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　163百万円
・１株当たり配当額　７円
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月２日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年６月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　163百万円
・１株当たり配当額　７円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月29日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

デリバティブ取引は、連結子会社に対する外貨建売上債権及び外貨建仕入債務、並びに外貨建貸付金に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時　価（＊）	差　　額
(1) 現金及び預金	5,528	5,528	―
(2) 受取手形及び売掛金	9,390	9,390	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	769	769	―
(4) 支払手形及び買掛金	(2,131)	(2,131)	―
(5) 短期借入金	(3,886)	(3,888)	2
(6) 長期借入金	(1,415)	(1,410)	△4

(*) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）非上場株式（連結貸借対照表計上額241百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

５．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,017円81銭

(2) １株当たり当期純利益　16円71銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

７．連結計算書類の記載金額は表示単位未満を切捨てて記載しております。

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月5日

藤倉コンポジット株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打越　隆	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤正広	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、藤倉コンポジット株式会社の２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、藤倉コンポジット株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

２０２０年6月5日

藤倉コンポジット株式会社

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	打越隆	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤正広	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、藤倉コンポジット株式会社の２０１９年4月１日から２０２０年3月３１日までの第１４１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの第 141 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の過年度において中国子会社における不適切な会計処理が行われていた事実の件については、引き続きその対策について監視し、監査を強化してまいります。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 6 月 5 日

藤倉コンポジット株式会社　監査役会

常勤監査役　神山幸一 ㊞

社外監査役　細井和昭 ㊞

社外監査役　田中響子 ㊞